

# いじめ防止基本方針

## 1 学校方針

「自分の大切さと共に他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成する視点から、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめが起こらない学校づくりを推進するための「いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

- いじめは、人間として決して許される行為ではない。しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、学校、家庭、地域が連携し、一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- 学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、積極的に「いじめ事案」と認知して適切かつ迅速に対応し、さらにその再発防止に努める。
- 「いじめ見逃しゼロ」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく。

## 3 いじめの防止等の指導體制、組織的対応等

### (1) 校内指導體制

「いじめは絶対許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。そのために、いじめを認知した場合には、その対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。

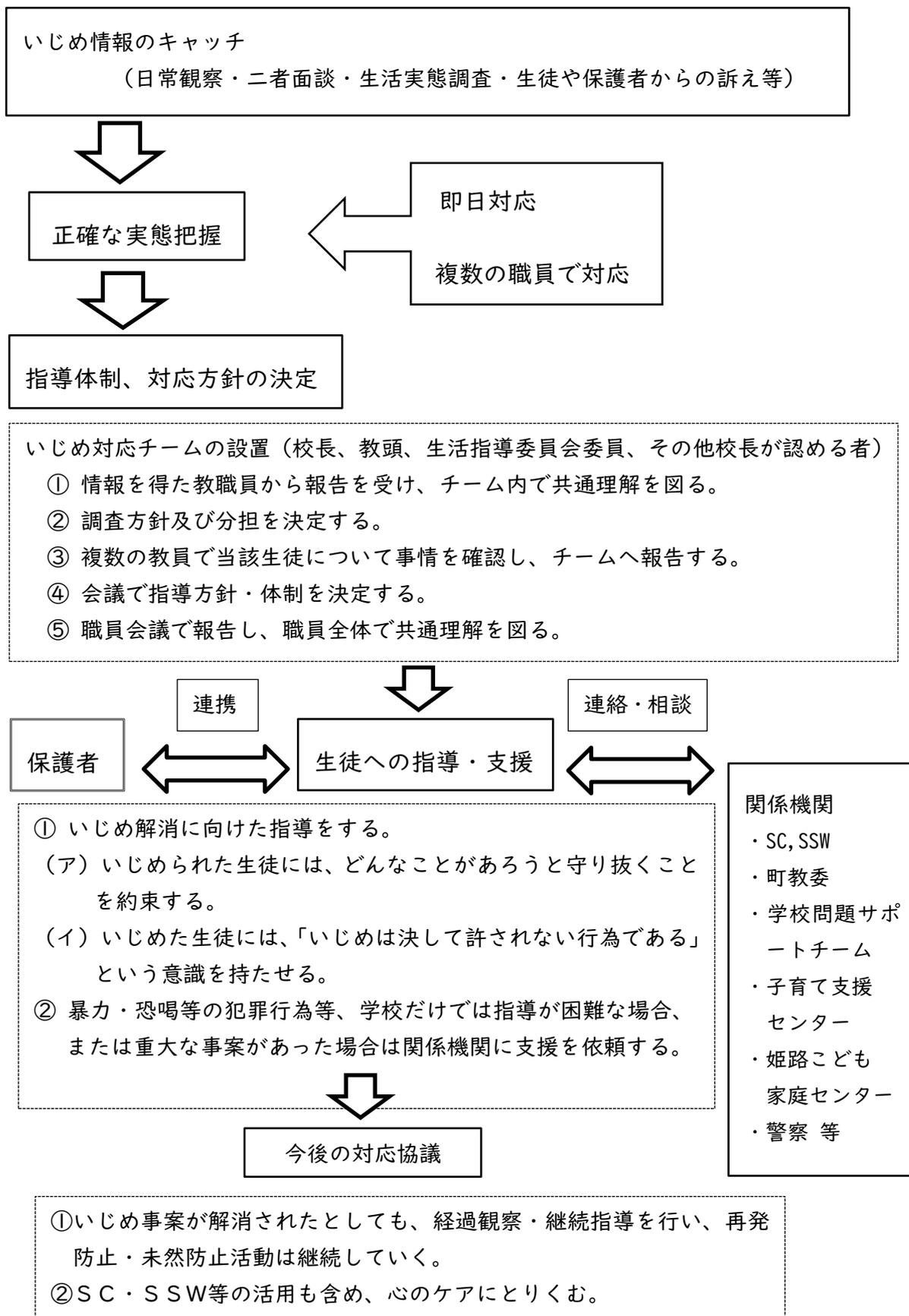
「いじめ対応チーム」の構成員は、校長、教頭、生活指導委員会委員、その他校長が必要と認める者（養護教諭、SC、学級担任、部活顧問、心理、福祉等の専門家及びその他の関係者等）とする。

そして「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員が問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、保護者・関係機関・地域と連携を密にし、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的な対策を行う。

### (2) 未然防止及び早期発見等の取組

定期的な生活実態調査及び二者面談、小中間での情報交換、生徒の共通理解及びいじめ防止等の取組を体系的・計画的に行う。また、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る研修を計画的に実施する。

(3) いじめを認知した際の組織的対応



#### 4 重大事態への対応

重大な事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けている生徒の状況で判断する。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」等は、学校が判断し適切に対応する。

身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合は、

- ① 速やかに町教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ② 町教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し迅速に事案解決にあたる。
- ③ 事案によっては、当事者の同意を得た後、緊急保護者会等を実施する。
- ④ マスコミ対応は、情報の窓口（管理職）を一本化する。

#### 5 その他の事項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）この定義に基づき、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。

また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、学校評議員、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。